

評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人亮愛会（以下「この法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程の役員とは、役員とは定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。

(理事長及び業務執行理事の報酬)

第3条 次の役員の報酬については、各号の通りとする。

- (1) 理事長 月額 80万円
- (2) 業務執行理事 月額 50万円

2 役員報酬の支払日は毎月25日とする。

(役員等の費用弁償)

第4条 役員等の費用弁償については、理事会・評議員会・監事監査・行政監査の開催日ごとに、次の各号の通りとする。ただし、理事長及び業務執行理事には支給しない。

- (1) 理事 3,000円/日
- (2) 評議員 3,000円/日
- (3) 監事 3,000円/日

(その他の費用)

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行に要する、交通費等の実費相当額を費用として支給することができる。

(適用除外)

第6条 施設長など法人の運営する事業の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(改正)

第7条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 6月 1日から施行する。

この規程は 平成29年 6月 1日から施行する。